

参加者による中間時検証及び改良等

作成年月日：令和8年8月13日

作成者：川崎 眞二

＜基本情報＞

協定の情報	協定の名称	きんめだい及びきだいに関する東シナ海はえ縄漁業の資源管理協定		
	対象の水域	東シナ海海域		
	対象の水産資源	きんめだい太平洋系群（東シナ海海域）（資源管理基本方針別紙第3-24）、きだい日本海・東シナ海系群（資源管理基本方針別紙第3－23）		
	対象の漁業	東シナ海はえ縄漁業		
	協定の有効期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで		
検証の日程等	中間時検証（有効期間の2分の1）	終了時検証	備考	
	令和8年度	令和10年度		

＜取組の概要と評価（対象の水産資源ごとに作成）＞

対象の水産資源名		きんめだい太平洋系群（東シナ海海域）（資源管理基本方針別紙第3-24）						
対象水産資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和6年)		東シナ海区はえ縄漁業における令和6年（2024年）の総漁獲量は63トンに対し、協定参加者の漁獲量は25トンであり、約40％を占める。（総漁獲量の出典：令和7年度キンメダイ太平洋の資源評価結果）						
資源管理の目標及び取組内容等	資源管理の目標	国が行うきんめだい太平洋系群の資源評価の対象に東シナ海海域が追加されるまでの間は、国の把握する東シナ海において漁獲される同系群のデーターから算出されるCPUE（本協定の参加者以外の者を含む）について、直近年（2022年）の水準の値（355kg/日）とする。						
	協定の取組内容及びその目的	漁業資源に対する漁獲圧を下げ、資源の維持・回復を図ることを目的として、4月1日から翌年3月31日までの間に合計70日以上の日数を休漁日とする。（原則月に5日以上以上の休漁日を行うことに努める）。 （本協定参加者の多くは、1航海10日～14日の操業後3日間程度の休漁日を設ける操業形態であることから、月に5日以上休漁日を設けることとする。また、漁獲圧を下げ資源回復を図るべく、年間休漁日を60日（月に5日）からさらに10日追加し、合計70日以上とする。）						
	その他の管理措置							
	履行の状況		単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
○:全参加者が履行 ×:上記以外	履行状況	-	○	○	取組中			※1協定参加者の1隻あたりの休漁日数 ※2協定参加者の平均休漁日数 休漁日数の実績が取組内容を上回っている主な理由は、人手不足により休漁日数が増えたため
	参加隻数	隻	5	5	5			
	取組内容※1	日	70	70	70			
	取組実績※2	日	192	174	取組中			
資源状況		国は太平洋のキンメダイについて評価を行っているが、その対象は、関東沿岸から伊豆諸島周辺海域及び四国沖南方の海山域となっており、東シナ海海域は対象となっていない。 本協定参加者のCPUEについては、令和6年漁期：150kg/日、令和7年漁期：130kg/日と令和4(2022)年漁期の133kg/日と比較してほぼ横ばいであることから、資源状態も横ばいと思われる。						
取組の評価		取組の効果が継続する						
評価内容	評価内容	キンメダイについて、資源評価の対象に追加されるまでの間は、直近年のCPUEを維持し、または増加させることを目指していたところ、本協定参加者のCPUEは横ばい状態であり、取組の効果が持続と判断し、取組を継続する。尚、資源管理の目標については、協定参加者以外の者の実績を含んでいることから、直近年のCPUEを維持、または増加させる主旨及び協定参加者が利用する資源の実態を踏まえ、国が行うきんめだい太平洋系群の資源評価の対象に東シナ海海域が追加されるまでの間は、協定の当面の目標として本協定参加者の令和4(2022)年のCPUE133kg/日を定めることとする。加えて、全隻、年間70日以上以上の休漁を徹底しており、このことは漁獲が過剰となることを防いでいると考えれる。						
	取組の改良点等	特になし						

＜取組の概要と評価（対象の水産資源ごとに作成）＞

対象の水産資源名	きだい日本海・東シナ海系群（資源管理基本方針別紙第3－23）	
対象水産資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和6年)	東シナ海区における令和6年（2024年）の総漁獲量1,955トンに対し、協定参加者の漁獲量は6トンであり、0.3%を占める。（総漁獲量の出典：令和7年度キダイ日本海・東シナ海系群の資源評価結果）	
資源管理の目標 及び取組内容等	資源管理の目標	国が行うきだい日本海・東シナ海系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。
	協定の取組内容及びその目的	漁業資源に対する漁獲圧を下げ、資源の維持・回復を図ることを目的として、4月1日から翌年3月31日までの間に合計70日以上の日数を休漁日とする。（なお、原則月に5日以上休漁日を行うことに努める）。 （本協定参加者の多くは、1航海10日～14日の操業後3日間程度の休漁日を設ける操業形態であることから、月に5日以上休漁日を設けることとする。また、漁獲圧を下げ資源回復を図るべく、年間休漁日を60日（月に5日）からさらに10日追加し、合計70日以上とする。）
	その他の管理措置	

履行の状況		単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	備考
○:全参加者が履行 ×:上記以外	履行状況	-	○	○	取組中			※1協定参加者の1隻あたりの休漁日数
	参加隻数	隻	5	5	5			※2協定参加者の平均休漁日数
	取組内容※1	日	70	70	70			休漁日数の実績が取組内容を上回っている主な理由は、人手不足により休漁日数が増えたため
	取組実績※2	日	192	174	取組中			
資源状況	令和7年度の資源評価結果では、本系群の2024年の資源水準は高位、直近5年間（2020～2024年）の資源量指標値の推移から資源動向は横ばいと判断された。							
取組の評価	取組の効果が継続する							
	評価内容	水産研究・教育機構の令和7年度きだい日本海・東シナ海系群の資源評価を見たとき、資源水準は中位であり協定に定める資源管理の目標を達成できたことから、本取り組みは当該水産資源の保存及び管理に効果的であったと言えるので、今後も現在の取り組みを継続することとする。加えて、全隻、年間70日以上休漁を徹底しており、このことは漁獲が過剰となることを防いでいると考えられる。						
	取組の改良点等	特になし						

＜資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等＞

判定	取組の効果が継続する
検証内容	対象の2資源について、いずれも取組の評価が「取組の効果が継続する」であることから、協定全体としても「取組の効果が継続する」と判定する。

※以下、該当する場合に作成

＜資源管理協議会等による検証を受けての対応＞

記載年月日：令和8年9月24日

対応	きんめだい太平洋系群（東シナ海海域）の資源管理の目標について、資源管理協議会から示された＜改良又は変更の方向性等＞を踏まえ、協定の資源管理の目標を『協定参加者の漁獲データから算出されるCPUEについて、令和4年（2022年）の水準の値（133kg／日）とする。』に変更することとする。
----	--

資源管理協議会等による中間時検証

＜資源管理協議会等による検証＞

記載年月日：令和8年8月26日

判定	「取組みの効果はあったが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」
検証内容	対象2資源のうち、きだい日本海・東シナ海系群については、資源管理の目標を達成していること、取組内容について実績との間に著しい乖離はないことから「取組の効果が継続する」と判定する。 きんめだい太平洋系群（東シナ海海域）については、資源管理の目標を達成していないものの、当該目標は協定参加者以外の者の実績を含んでおり、現実的な目標とする必要があると考える。取組内容については、実績との間に著しい乖離はなく、協定参加者のCPUEは資源の悪化を示していないことから継続が妥当と認められる。これらのことから、「取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の改良が必要である」と判定する。 以上から、協定全体として「取組の効果があったが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定する。 ＜改良又は変更の方向性等＞ きんめだい太平洋系群（東シナ海海域）の資源管理の目標について、協定参加者の操業の実態に則した目標に変更する。